

4. 道路特定事業計画とは

「道路特定事業計画」とは、基本構想で定められた重点整備地区内において、道路管理者が基本構想に沿って以下の事項を定めるものです。

- 道路特定事業を実施する「道路の区間」
- 区間ごとに実施すべき道路特定事業の「内容及び実施予定期間」
- その他道路特定事業の実施に際し「配慮すべき重要事項」

5. 整備方針

(1) 目標年次

原則として、令和 10 年度(2028 年度)または令和 15 年度(2033 年度)までを目標に整備を実施します。ただし、実施予定時期を明確にできない事業や実現が長期化すると考えられる事業については、今後機会を捉えて整備を検討します。

(2) 整備レベルの設定

地域特性や現況のデザイン、周辺沿道状況に配慮して、改修等の整備レベルを設定します。なお効果的な整備を実施するために、他事業者との連携や整合を図るとともに、歩行空間の連続性に配慮します。